障害者福祉施策に関する提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1. 障害者自立支援法について
- (1)新たな障害者制度に移行するまでの間、障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付及び地域生活支援事業について、自治体間格差を解消するとともに、超過負担が生じないよう、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置や制度の見直しを図ること。

また、利用者負担等について一層の軽減策を講じること。

- (2) 事業者が安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、必要な措置を講じること。
- (3) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担 の軽減措置と同様の措置を講じること。
- (4)精神障害者の地域生活移行を支援するため、日中活動系サービスの体験 利用が可能となるよう支援制度の拡充を図ること。
- (5) 障害者に対する虐待の防止について、法の施行を円滑にするために一層 の支援措置を講じること。
- (6) 障害者(児)の通勤・通学時「移動」に係る支援について、市町村格差が生じないよう、十分な支援措置を講じること。
- 2. 新たな障害者制度の構築に当たっては、性急な変更により現場に混乱を招かないよう、十分な準備期間を設けたうえで、関係者や都市自治体の意見を十分反映し、国民が理解しやすい安定した制度とすること。

また、障害者が個々のニーズに基づいた支援を受けられるよう利用者負担に配慮するとともに、制度移行に係る経費も含めて十分な財政措置を講じること。

3.制度改正に当たっては、事業の円滑な推進を図るためにも、都市自治体と 十分協議し、その意見を尊重すること。また、制度改正等に伴う電算システ ム改修経費等について、十分な財政措置を講じるとともに、速やかな情報提 供を行ったうえで、必要な準備期間を設けること。

- 4. 精神障害者に係る公共交通運賃及び有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引等の利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等について、関係機関へ要請すること。
- 5. 都市自治体が実施している重度障害者への医療費助成について、十分な支援措置を講じること。
- 6. 重症心身障害児(者)通園事業の法定化に伴い支援体制が後退しないよう、 受け入れ事業所が安定的に運営できるよう、十分な支援措置を講じること。
- 7. 発達障害児等の早期発見・早期療育に係る都市自治体の事業について、十分な支援措置を講じること。
- 8. 障害児通園施設と保育所、幼稚園を併せて利用する場合や複数の児童を療育する場合等について、保護者負担の一層の軽減措置を講じること。
- 9. 障害者等が障害者用駐車スペースを円滑に利用できるよう、「パーキングパーミット制度」の全国的な導入を図ること。
- 10. 障害者等が選挙時に円滑な投票を行えるよう、投票所のバリアフリー化などの施設整備について更なる支援措置を講じること。
- 11. 障害者自立支援法等に基づく福祉施設の整備について、十分な財政措置を講じること。